

大和市行政不服審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市行政不服審査会規則（平成28年大和市規則第7号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、大和市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審査会の会議を開催する場合は、会長は会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し予め通知するものとする。

(会議の公開及び非公開)

第3条 審査会の会議は、公開とする。ただし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定による諮問に応じて行う調査審議に係る会議は、非公開とする。

(議事録)

第4条 審査会の会議を開催したときは、議事録を作成し、非公開情報（大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に定める情報をいう。）を除きこれを公表するものとする。ただし、前条ただし書に規定する調査審議に係る会議の議事録は、公表しない。

2 前項の議事録は、審査会の委員の承認を経て確定するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月7日から施行する。